

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ  
弘前市実行委員会

# 第1回輸送交通専門委員会



日時：令和6年2月13日（火） 午後3時00分から

場所：弘前市役所市民防災館3階 防災会議室

大会マスコットキャラクター「アップリート君」



青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会  
第1回輸送交通専門委員会次第

日時：令和6年2月13日（月）  
午後3時00分から  
場所：弘前市役所防災会議室

1 開会

2 委員長挨拶

3 報告事項

- 第1号報告 第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会の開催地及び会期の決定について・・・2  
第2号報告 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会の設置について・・・3  
第3号報告 青の煌めきあおもり国スポ競技会会期の決定について・・・4  
第4号報告 燃ゆる感動かごしま国体視察報告・・・5

4 審議事項

- 第1号議案 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市輸送・交通業務実施要項（案）・・・16  
第2号議案 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市警備・消防防災業務要項（案）・・・19

5 その他 意見交換

6 閉会

【別冊資料】

- 資料1：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会会則  
資料2：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会専門委員会規程  
資料3：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会各専門委員会名簿  
資料4：青の煌めきあおもり国スポ競技会会期  
資料5：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会開催準備経過  
資料6：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市開催推進総合年次計画進捗状況  
（令和6年1月末時点）  
資料7：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市市民協働基本計画  
資料8：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市競技運営基本計画  
資料9：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市医事・衛生基本計画  
資料10：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市宿泊基本計画  
資料11：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市輸送・交通基本計画  
資料12：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市警備・消防基本計画



## 第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会 の開催地及び会期の決定について

令和5年7月20日（木）に開催された（公財）日本スポーツ協会の理事会において、第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会の開催地及び第80回国民スポーツ大会の会期が決定した。

また、令和5年9月20日（水）には、第25回全国障害者スポーツ大会の会期についても決定した。

○第80回国民スポーツ大会（青の煌めきあおもり国スポ）の開催地及び会期

開催地：青森県

会 期：令和8年10月10日（土）～10月20日（火）

○第25回全国障害者スポーツ大会（青の煌めきあおもり障スポ）の開催地及び会期

開催地：青森県

会 期：令和8年10月23日（金）～10月26日（月）

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会の設置について

### 1 趣旨

令和5年7月20日に（公財）日本スポーツ協会理事会において、第80回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）の青森県での開催が正式決定したことから、同協会が定める国民スポーツ大会開催基準要項の規定に基づき、会場地市として「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会」を令和5年8月18日に設置したところである。

なお、第25回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の青森県での開催も正式決定したことから、国スポ及び障スポの開催準備、運営を一体的に推進していくものである。

### 2 実行委員会の概要

#### (1) 名称

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会（令和5年8月18日設置）

#### (2) 組織

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会の総会、常任委員会及び各専門委員会は、実行委員会に引き継ぐものとした。

#### (3) 役員、委員等

役員、委員、顧問、参与及び専門委員は、準備委員会の役員、委員、顧問、参与及び専門委員を充てるものとした。

### 3 会則の改定等

(1) 組織名称を変更するとともに、準備委員会の会則等を改定した。

(2) これまでの準備委員会で決定した方針、計画及び関係諸規定のうち、「第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会」とあるものは「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」に読み替え、さらに、「準備委員会」とあるものは「実行委員会」と読み替えるものとした。

#### 【参考】国民スポーツ大会開催基準要項（抜粋）

##### 25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

(1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。

(2)～(5) 略

## 青の煌めきあおもり国スポ競技会会期の決定について

令和5年12月8日に開催された（公財）日本スポーツ協会令和5年度第3回国民スポーツ大会委員会において、青の煌めきあおもり国スポ（第80回国民スポーツ大会）競技会会期（冬季大会・本大会）が決定された。弘前市開催競技の競技会会期は次のとおりです。

## ○正式競技（本会期）

競技名	種別	競技会場	競技日数	競技日程										
				10月										
				10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
				土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
ソフトボール	成年女子	弘前市運動公園野球場	3									●	●	●
		岩木山総合公園野球場	3									●	●	●
弓道	近的	全種別	青森県武道館	4	●	●	●	●						
	遠的			3	●	●	●							
空手道	全種別	青森県武道館	3									●	●	●
クレール射撃	トラップ・スキート	成年	弘前クレール射撃場	4	●	●	●	●						

## ○正式競技（会期前Ⅰ）

競技名	種別	競技会場	競技日数	競技日程											
				9月											
				3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
				木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
体操	競技	全種別	4	●	●	●	●								
	新体操	少年男子 少年女子	2											●	●
	トランポリン	男子・女子	1							●					
ライフル射撃	50m	成年男子 成年女子	3									●	●	●	
	10m	全種別	4									●	●	●	●
	BR・BP	少年男子 少年女子	3									●	●	●	

## ○特別競技（会期前Ⅱ）

競技名	種別	競技会場	競技日数	競技日程				
				10月				
				2	3	4	5	6
				金	土	日	月	火
高等学校野球	硬式	弘前市運動公園野球場	3		●	●		●
	軟式		3	●		●	●	

※青の煌めきあおもり国スポデモンストレーションスポーツ及び青の煌めきあおもり障スポの競技会会期については、後日決定されます。

# 燃ゆる感動かごしま国体 視察報告

## 弘前市開催競技

開催競技	開催会期	会場地	競技会場
新体操	9/16 (土) ～ 9/17 (日)	鹿児島市	西原商会アリーナ (鹿児島アリーナ)
トランポリン	9/18 (月)	鹿児島市	西原商会アリーナ (鹿児島アリーナ)
体操競技	9/21 (木) ～ 9/24 (日)	鹿児島市	西原商会アリーナ (鹿児島アリーナ)
空手道	10/8 (日) ～ 10/10 (火)	薩摩川内市	薩摩川内市総合運動公園 総合体育館
ソフト ボール (成年女子)	10/8 (日) ～ 10/10 (火)	指宿市	開聞総合グラウンド
高等学校 野球 (硬式)	10/8 (日) ～ 10/11 (水)	鹿児島市	平和リース球場 (鹿児島県立鴨池野球場)
高等学校 野球 (軟式)	10/8 (日) ～ 10/11 (水)	出水市	ブルーチップスタジアム (出水市総合運動公園野球場)
ライフル 射撃	10/8 (日) ～ 10/11 (水)	鹿児島市	鹿児島県ライフル射撃場 ハートピアかごしま
弓道	10/13 (金) ～ 10/16 (月)	出水市	出水市総合運動公園 特設弓道会場

# 燃ゆる感動かごしま国体 視察報告

## 開催地視察（まちなか装飾）

### 鹿児島中央駅周辺



▲JR鹿児島中央駅前看板



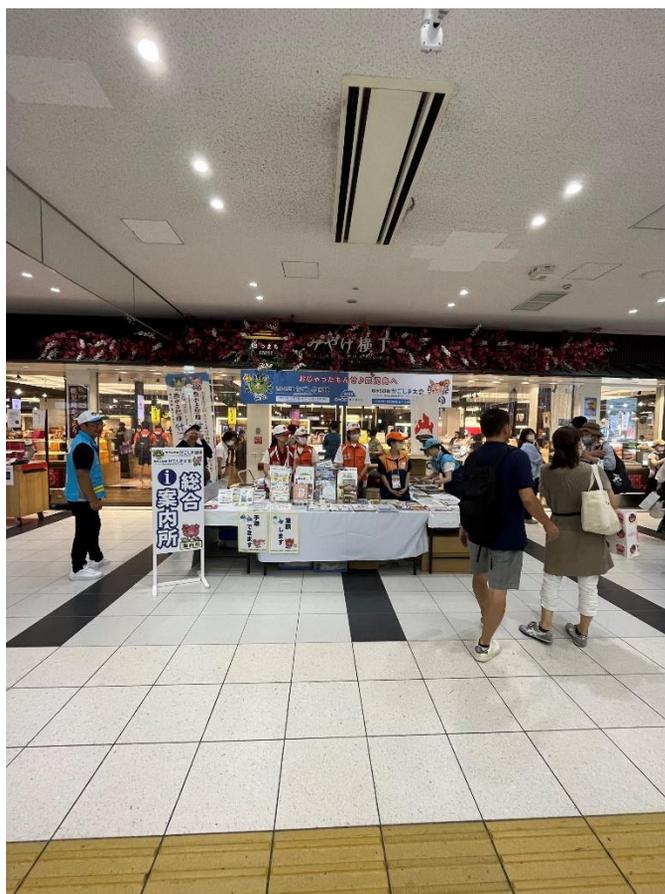
▲JR鹿児島中央駅観光案内所前看板



▲JR鹿児島中央駅乗降場装飾



▲JR鹿児島中央駅階段装飾



▲JR鹿児島中央駅総合案内所

# 燃ゆる感動かごしま国体 視察報告

## 開催地視察

### 出水市役所



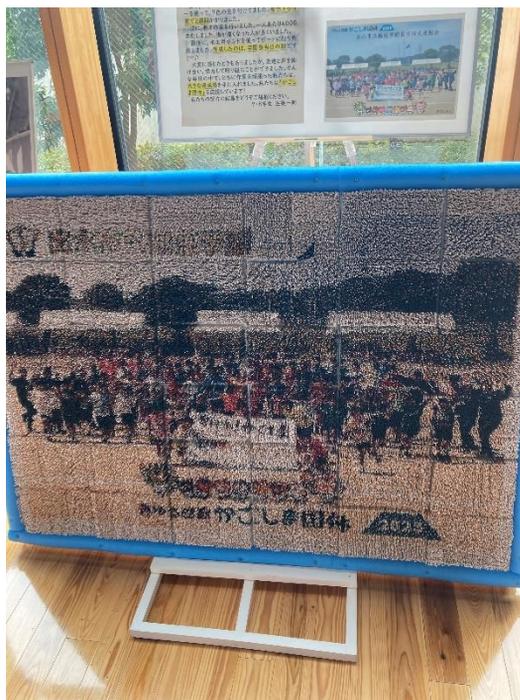
▲ 出水市役所内国体PR展示物



▲ 出水市役所前国体PR垂れ幕



▲ 出水市役所設置国体  
カウントダウンボード



▲ 国体爪楊枝アート

# 燃ゆる感動かごしま国体 視察報告

## 競技会場視察

### 花いっぱい運動（鹿児島市、出水市）



## 競技会場視察

### 弁当



# 燃ゆる感動かごしま国体 視察報告

## 🚗 競技会場視察（会場入口・周辺）

### 🚌 バス関係（鹿児島市・ライフル射撃場シャトルバス）



### 🏟️ 会場入口・入場者待機レーン（高等学校野球【硬式】）



# 燃ゆる感動かごしま国体 視察報告

## 🏆 競技会場視察（会場入口・周辺）

### ➡ 案内所（出水市）



### 🛒 売店・特産品販売コーナー（鹿児島市・鴨池野球場）



## 👏 おもてなし



▲無料ドリンクのふるまい（鹿児島市）

▲銘菓のふるまい（鹿児島市）

▲抽選会のふるまい(指宿市)

# 燃ゆる感動かごしま国体 視察報告

## 競技会場視察

### 学校応援



▲学校応援（鹿児島市・鴨池野球場）



▲配布された応援グッズ

### その他



▲のぼりの設置（鹿児島市・ライフル射撃場）



▲仮設多目的トイレ（鹿児島市・鴨池球場）



# 燃ゆる感動かごしま国体 視察報告

## 競技会場視察

### 空手



### 弓道

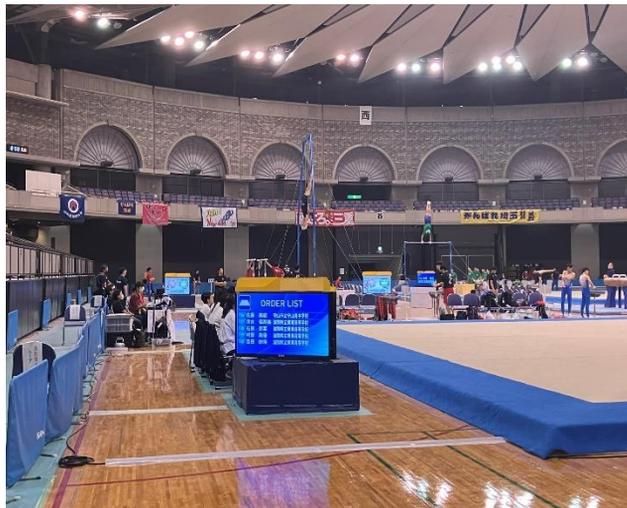


近の 成年男子		近の 成年女子	
予選: 10月14日(土) 13時10分～ 決勝: 10月16日(月) 10時20分～		予選: 10月14日(土) 9時00分～ 決勝: 10月16日(月) 9時00分～	
予選結果	決勝トーナメント	予選結果	決勝トーナメント
1. 鹿児島県	1. 鹿児島県	1. 鹿児島県	1. 鹿児島県
2. 宮崎県	2. 宮崎県	2. 宮崎県	2. 宮崎県
3. 大分県	3. 大分県	3. 大分県	3. 大分県
4. 熊本県	4. 熊本県	4. 熊本県	4. 熊本県
5. 佐賀県	5. 佐賀県	5. 佐賀県	5. 佐賀県
6. 福岡県	6. 福岡県	6. 福岡県	6. 福岡県
7. 長門県	7. 長門県	7. 長門県	7. 長門県
8. 山口県	8. 山口県	8. 山口県	8. 山口県
9. 香川県	9. 香川県	9. 香川県	9. 香川県
10. 徳島県	10. 徳島県	10. 徳島県	10. 徳島県
11. 高松市	11. 高松市	11. 高松市	11. 高松市
12. 愛媛県	12. 愛媛県	12. 愛媛県	12. 愛媛県
13. 高知県	13. 高知県	13. 高知県	13. 高知県
14. 福岡県	14. 福岡県	14. 福岡県	14. 福岡県
15. 福岡県	15. 福岡県	15. 福岡県	15. 福岡県
16. 福岡県	16. 福岡県	16. 福岡県	16. 福岡県
17. 福岡県	17. 福岡県	17. 福岡県	17. 福岡県
18. 福岡県	18. 福岡県	18. 福岡県	18. 福岡県
19. 福岡県	19. 福岡県	19. 福岡県	19. 福岡県
20. 福岡県	20. 福岡県	20. 福岡県	20. 福岡県

# 燃ゆる感動かごしま国体 視察報告

## 競技会場視察

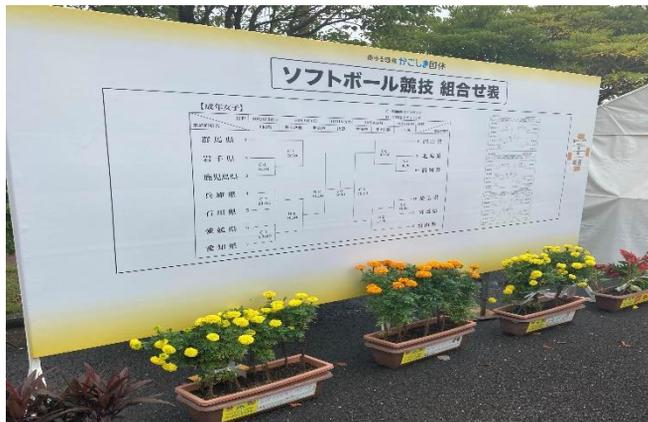
### 新体操・トランポリン・体操競技



# 燃ゆる感動かごしま国体 視察報告

## 競技会場視察

### ソフトボール



### 高校野球（硬式）



### 高校野球（軟式）



## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市輸送・交通業務実施要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「大会」という。）弘前市輸送・交通基本計画に基づき、大会における輸送・交通業務の実施について、万全を期するため必要な事項を定める。

### 2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て輸送・交通業務を実施する。

### 3 輸送・交通業務の一般的事項

#### (1) 輸送対象者

輸送の対象者は次のとおりとする。

ア 弘前市で開催される競技会に参加する大会参加者

（ア）選手・監督

（イ）競技役員、競技補助員

（ウ）競技会役員、競技会係員、競技会補助員

（エ）報道関係者、視察員

（オ）上記のほか、実行委員会が必要と認めた者

イ 一般観覧者

#### (2) 輸送・交通業務の実施期間

輸送・交通業務の実施期間は、原則として、公式練習日を含む各競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合はこの限りではない。

#### (3) 輸送・交通業務の範囲

ア 輸送・交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎その他関連諸行事の会場等（以下「競技会場等」という。）の相互間とする。

イ 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合及び競技の実施に著しく支障がある場合は、計画輸送を行う。

ウ 計画輸送は、原則として当該輸送・交通業務の範囲が近距離（概ね2キロメートル未満をいう。）の場合は行わない。

### 4 輸送・交通業務の内容

#### (1) 輸送業務の内容

ア 輸送計画の作成

競技団体及び関係機関等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を作成する。

イ 指定集合地の設定

輸送の効率化を図るため、必要に応じて競技団体及び関係機関等と協議

- のうえ、指定集合地を設定する。
- ウ 輸送経路の設定  
参加人員、時間帯等を考慮し、競技団体及び関係機関等と協議のうえ、輸送経路を設定する。
- エ 輸送案内  
必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、競技会場等への案内を行う。
- オ 広域配宿における輸送  
広域配宿によって弘前市以外に所在する旅館等を宿舎として利用する必要がある場合は、当該選手・監督及び役員等の輸送を実施する。
- カ 同一競技が2市町以上で行われる場合の輸送  
同一競技が弘前市と弘前市以外の会場地で行われる場合、関係会場地実行委員会と協議のうえ、必要に応じて輸送を実施する。
- キ 一般観覧者の輸送  
一般観覧者の安全、円滑かつ効率的な輸送を行うため、関係機関等の協力を得て、必要な措置を講じる。
- ク バス・タクシー乗降所の設置及び係員の配置  
競技会場等内のバス・タクシーの発着場所に、輸送対象者の利便と安全を図るため、乗降所を設置し、必要に応じて係員を配置する。
- ケ 全国輸送との連携  
(ア) 指定下車駅等の設定  
県実行委員会と協議のうえ、選手・監督及び役員等の下車駅等を、宿泊地の最寄りの駅等から1か所以上設定する。  
(イ) 指定下車駅等からの輸送  
指定下車駅等と宿舎の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて輸送を実施する。
- コ 学校観戦の輸送  
市実行委員会は、各競技の学校観戦について、事前に市内学校に調査等を行い、競技会場から2キロメートル未満の場合は徒歩、2キロメートル以上の場合には必要に応じて、関係機関等の協力を得て必要な措置を講じる。
- (2) 輸送力の確保  
ア 臨時バスの運行等  
必要と認められる場合には、関係機関等に対して、臨時バスの運行、バス路線の変更及び停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。  
イ 臨時電車の運行等  
必要と認められる場合には、関係機関等に対して、臨時電車の運行を要請するとともに、必要な措置を講じる。  
ウ 車両の確保  
計画輸送に使用する車両については、借上げバス・タクシー等とし、関係機関等の協力を得て、必要台数を市実行委員会が確保する。  
エ 予備車の確保

市実行委員会は、大会期間中、予備車を準備して緊急時に備える。

(3) 交通業務の内容

ア 交通規制

各競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

イ 案内・誘導

輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場及びその周辺並びに駐車場等に案内・誘導看板等を設置する。

ウ 交通整理

輸送対象者の通行の安全及び競技会場周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理や誘導を実施する。

エ 路上駐車防止

交通渋滞や交通事故発生の要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等を巡回し対応する。

オ 指定駐車場の確保及び開設

輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、関係機関等の協力を得て、指定駐車場の確保に努める。なお、指定駐車場と競技会場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

カ 指定駐車場の管理及び運営

事故防止のため、指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行う。

キ 駐車許可証の交付

利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場を利用する人に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを確認することにより適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

ク 交通環境整備

大会期間中の環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、輸送対象者に対して公共交通機関の利用の促進及び自家用車での来場自粛を働きかける。また、市民等に対しても、渋滞の原因となる路上駐車の防止及び自家用車利用の自粛等の啓発を行う。

ケ 道路機能の保全

大会関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修など必要な保全対策及び大会期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の計画的な実施について、道路管理者へ協力を求める。

## 5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、輸送・交通業務の実施に関して必要な事項は事務局長が別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における輸送・交通業務の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 青の煌めきあおもり障スポにおける輸送・交通業務については、県実行委員会が主体となって実施する。

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市警備・消防防災業務実施要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「大会」という。）弘前市警備・消防基本計画に基づき、大会における警備・消防防災業務の実施について、万全を期するため必要な事項を定める。

### 2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、警察・消防及び関係機関等の協力を得て警備・消防防災業務を実施する。

### 3 実施期間

警備業務及び消防防災業務の実施期間は、市実行委員会が必要と認める期間及び大会の会期中とする。

### 4 実施区域

実施区域は、競技会場、練習会場、駐車場（以下「大会関連施設」という。）及び宿泊施設並びに市実行委員会が必要と認める場所とする。

### 5 実施体制

#### (1) 大会開催前

市実行委員会は、警察・消防及び関係機関等との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

#### (2) 大会開催期間中

ア 大会運営の従事を担う青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実施本部に警備・消防防災を担当する警備消防班を設置する。

イ 警備消防班は、必要に応じて、大会関連施設に警備消防係を設置する。

### 6 警備業務

#### (1) 基本的事項

大会関連施設の雑踏事故及びその他事件・事故の防止に取り組む。

#### (2) 実施内容

##### ア 大会開催前

(ア) 大会関連施設における警備体制の確立に関すること。

(イ) 実地踏査の実施に関すること。

(ウ) 通信体制の確立に関すること。

(エ) 警備員等の確保に関すること。

(オ) 施設・構造物の安全対策の推進に関すること。

(カ) 関係機関等との連絡協力体制の確立に関すること。

(キ) その他必要な警備業務に関する事。

イ 大会開催期間中

(ア) 大会関連施設及び周辺における犯罪の予防に関する事。

(イ) 雑踏事故及びその他の事件・事故の防止に関する事。

(ウ) 大会関連施設及び必要と認める箇所での交通誘導警備に関する事。

(エ) 選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の大会関連施設での誘導及び混雑防止の措置に関する事。

(オ) 大会関連施設における避難通路の確保に関する事。

(カ) 入退場者管理に関する事。

(キ) 不審者、不審物の発見と適切な対応に関する事。

(ク) 大会関連施設への不法侵入予防、施錠確認等の管理に関する事。

(ケ) 犯罪行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関する事。

(コ) 迷子及び遺失物等への対応に関する事。

(ク) その他必要な警備業務に関する事。

(3) 突発重大事案に係る対策

突発重大事案が発生し、弘前市において危機対策本部が設置された場合は、当該本部と連携し対応する。

## 7 消防防災業務

(1) 基本的事項

ア 消防法等関係法令を遵守し、特に大会関連施設及び宿泊施設の消防防災に取り組む。

イ 弘前市地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。

(2) 実施内容

ア 大会開催前

(ア) 大会関連施設における消防防災体制の確立に関する事。

(イ) 大会関連施設における消防用設備及び水利等の点検整備に関する事。

(ウ) 消防防災に必要な教育訓練の実施に関する事。

(エ) 防火防災意識の高揚と、啓発活動の推進に関する事。

(オ) 大会関連施設での避難訓練に関する事。

(カ) 大会関連施設及び宿泊施設の予防査察に関する事。

(キ) その他必要な消防防災業務に関する事。

イ 大会開催期間中

(ア) 大会関連施設における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関する事。

(イ) 大会関連施設における救急救助に関する事。

(ウ) 大会関連施設における避難経路の確保及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関する事。

(エ) その他必要な消防防災業務に関する事。

(3) 広域配宿に係る対策

広域配宿が生じた場合の対策については、関係機関及び宿泊市町村と調整し実施する。

(4) 大規模災害に係る対策

大規模災害が発生し、弘前市において災害対策本部が設置された場合は、当該本部と連携し対応する。

**8 その他**

- (1) この要項に定めるもののほか、警備・消防防災業務の実施に関して必要な事項は事務局長が別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における警備・消防防災業務の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 青の煌めきあおもり障スポにおける警備・消防防災業務については、県実行委員会が主体となって実施する。